



発行 新潟県

第 77 号

平成27年10月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

51 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

12 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1281 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1282 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1283 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1284 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1285 平成27年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 1286 道路の区域変更(道路管理課)
- 1287 道路の供用開始(道路管理課)
- 1288 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1289 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1290 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1291 都市計画事業の施行(都市整備課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局業務課)

一般競争入札の実施(病院局業務課)

正 誤

平成27年5月1日付け県報第34号公告中(環境企画課)

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第51号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(290) (略)</p> <p>(291) 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第10条第3項又は第11条第1項の規定により、洪水予報等を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。</u></p> <p>(291)の2 水防法第13条第2項又は第3項の規定により、河川の水位が<u>洪水特別警戒水位</u>に達した旨を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。</p> <p><u>(291)の3 水防法第13条の3の規定により、海岸の水位が高潮特別警戒水位に達した旨を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。</u></p> <p>(292)～(544) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> | <p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(290) (略)</p> <p>(291) 水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、<u>洪水予報</u>を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。</p> <p>(291)の2 水防法第13条第2項又は第3項の規定により、河川の水位が<u>特別警戒水位</u>に達した旨を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。</p> <p>(292)～(544) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|---|--|---|
| 別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 河川管理課 | | 別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 河川管理課 | |
| 部長専決事項 (略) | 課長専決事項 (1)～(8) (略) (9) 水防法第13条第2項の規定により、河川を指定し、及び洪水特別警戒水位を定めること。 <u>(9)の2 水防法第13条の3の規定により、海岸を指定し、及び高潮特別警戒水位を定めること。</u> (10) 水防法第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を指定すること。 <u>(10)の2 水防法第14条の3第1項の規定により、高潮浸水想定区域を指定すること。</u> (11)～(16) (略) | 部長専決事項 (略) | 課長専決事項 (1)～(8) (略) (9) 水防法第13条第2項の規定により、河川を指定し、及び特別警戒水位を定めること。 (10) 水防法第14条第1項の規定により、浸水想定区域を指定すること。 (11)～(16) (略) |
| (略) (略) | | (略) (略) | |
| 別表第5（第14条の2関係） (略) 地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項 | | 別表第5（第14条の2関係） (略) 地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項 | |
| (1)～(6) (略) (7) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の15第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。 (8)～(10) (略) | | (1)～(6) (略) (7) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。 (8)～(10) (略) | |

| | |
|--|---|
| (略) 佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (農村振興担当) 専決事項 (1)～(6) (略) (7) 地域再生法第17条の15第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。 (8)～(10) (略) (略) | (略) 佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (農村振興担当) 専決事項 (1)～(6) (略) (7) 地域再生法第17条の2第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。 (8)～(10) (略) (略) |
|--|---|

告 示

◎新潟県告示第1281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|----------------|------------|
| 大手薬局上越店 | 上越市稲田3丁目6番17号 | 精神通院医療 | 平成27年10月1日 |
| にいがた調剤薬局 水原 | 阿賀野市緑町16番地27号 | 精神通院医療 | 平成27年10月1日 |

◎新潟県告示第1282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 更新年月日 |
|----------|-------------|----------------|------------|
| アイン薬局黒川店 | 胎内市下館1469-2 | 精神通院医療 | 平成27年10月1日 |

◎新潟県告示第1283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 廃止年月日 |
|----------|------------|----------------|------------|
| ひかりの調剤薬局 | 柏崎市三和町3番8号 | 精神通院医療 | 平成27年8月31日 |

| | | | |
|------------|--------------|--------|------------|
| にいがた調剤薬局水原 | 阿賀野市岡山町13-21 | 精神通院医療 | 平成27年10月1日 |
|------------|--------------|--------|------------|

◎新潟県告示第1284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の佐々木土地改良区の定款の変更を平成27年9月28日認可した。

平成27年10月6日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1285号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画（平成27年9月18日新潟県告示第1240号）を次のとおり変更する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 調査を行う者の名称 | 調査区域 | 調査期間 |
|-----------|--|-------------------------|
| 新潟市 | 新潟市の第06-17計画区・第06-18計画区・第02-22-2計画区・第03-27-1計画区・第09-14-1計画区及び第14-15-1計画区 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで |
| 長岡市 | 長岡市の川口地域 | 〃 |
| 新発田市 | 新発田市の第3計画区 | 〃 |
| 小千谷市 | 小千谷市の第26計画区及び第27計画区 | 〃 |
| 十日町市 | 十日町市の市街第8計画区・市街第9計画区・市街第10計画区・市街第11計画区及び中里第1計画区 | 〃 |
| 見附市 | 見附市の第4計画区・第5計画区及び第6計画区 | 〃 |
| 村上市 | 村上市の朝第31計画区・朝第32計画区・朝第33計画区及び神第32計画区 | 〃 |
| 燕市 | 燕市の第38計画区・第39計画区及び第40計画区 | 〃 |
| 糸魚川市 | 糸魚川市の第22計画区・第23計画区・第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区 | 〃 |
| 阿賀野市 | 阿賀野市の第36-1計画区・第36-2計画区及び第37-1計画区 | 〃 |

| | | |
|---------------|---|---|
| 佐渡市 | 佐渡市の第49計画区・第50計画区及び第51計画区 | 〃 |
| 魚沼市 | 魚沼市の第14-2計画区・第37-1計画区・第53-1計画区・第57-1-1計画区・第57-2計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区 | 〃 |
| 湯之谷地域 森林組合 | 魚沼市の湯森林第1-1計画区及び湯森林第1-2計画区 | 〃 |
| 南魚沼市 | 南魚沼市の第7計画区・第8-1計画区及び第8-2計画区 | 〃 |
| 胎内市 | 胎内市の第44計画区及び第45計画区 | 〃 |
| 弥彦村 | 弥彦村の第35計画区・第36計画区及び第37計画区 | 〃 |
| 田上町 | 田上町の第2計画区及び第3計画区 | 〃 |
| 阿賀町 | 阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区・第4計画区・第5-1計画区・第5-2計画区及び第6-1計画区 | 〃 |
| 出雲崎町 | 出雲崎町の第1計画区 | 〃 |
| 湯沢町 | 湯沢町の第102-2計画区・第102-3計画区・第105-1計画区及び第105-2計画区 | 〃 |
| 津南町 | 津南町の第1計画区及び第2計画区 | 〃 |
| 刈羽村 | 刈羽村の第11-2計画区・第11-3計画区・第12計画区及び第13-1計画区 | 〃 |
| 関川村 | 関川村の第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区及び第15-2計画区 | 〃 |

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|----------------------|------|---------------|-----------|
| 長岡市寺泊岩方字金ヶ崎 1594番1から | 新 | 22.4～36.4メートル | 137.2メートル |
| 同市寺泊田尻字六十苺724番1まで | | | |
| | 旧 | 17.8～33.6メートル | 137.2メートル |

◎新潟県告示第1287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間
長岡市寺泊岩方字金ヶ崎1594番1から同市寺泊田尻字六十苺724番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年10月6日

◎新潟県告示第1288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月7日新潟県告示第297号）を次のとおり解除する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 鳶の坪地区 | 長岡市千谷沢 | 次の図のとおり | 地すべり |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------|---------------------|
| | | | |

| | | | |
|------------|----------------|---------|---------|
| 塚野山(1)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(2)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(3)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(5)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(6)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(8)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(4)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(7)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳶の坪地区 | 長岡市千谷沢、塚野山 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 塚野山地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 上谷内新田(2)地区 | 長岡市小国町上谷内新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町、上谷内新田地区 | 長岡市小国町新町、上谷内新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 櫛沢(2)地区 | 長岡市小国町新町、櫛沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町(1)地区 | 長岡市小国町新町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町(2)地区 | 長岡市小国町新町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 前田地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国沢地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国沢(1)地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五郎左エ門沢地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 小国沢地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 沢田地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 池田地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(1)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(2)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 法末(3)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(4)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(5)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 愛宕祠地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 地すべり |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------|----------------|--|---------------------|
| 塚野山(1)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(2)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(3)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(5)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(8)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(4)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塚野山(7)地区 | 長岡市塚野山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上谷内新田(2)地区 | 長岡市小国町上谷内新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町、上谷内新田地区 | 長岡市小国町新町、上谷内新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 櫛沢(2)地区 | 長岡市小国町新町、櫛沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 前田地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国沢地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小国沢(1)地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| 小国沢地区 | 長岡市小国町小国沢 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 沢田地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 池田地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(1)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(2)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(3)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(4)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法末(5)地区 | 長岡市小国町法末 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1291号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 五泉都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・5号東南環状線
- 2 施行者の名称

新潟県
- 3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

新潟県五泉市南本町三丁目、五泉字宮ノ腰、寺沢二丁目、寺沢三丁目、寺沢四丁目、川瀬字下本田、字政倉及び赤海一丁目地内
 - (2) 使用の部分

なし

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年10月6日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

内視鏡システム 1式
 - (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

新潟県立十日町病院

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5705

Eメール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年10月14日(水)午後5時00分

4 入札及び開札の日時及び場所

平成27年10月19日(月)午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生体情報モニタについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年10月6日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
生体情報モニタ 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (4) 納入期限
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県病院局業務課
電話番号 025-280-5705
Eメール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成27年10月14日（水）午後5時00分

4 入札及び開札の日時及び場所

平成27年10月19日（月）午後3時00分
新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

正 誤

平成27年5月1日付け新潟県公告（狩猟免許試験の実施）中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|------|---------|
| 12 | 10 | 新潟県庁 | 新潟県自治会館 |